

朝霞台駅南口道路空間利活用他調査検討業務に係る プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、朝霞台駅南口道路空間利活用他調査検討業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための各種手続、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2 委託の概要

(1) 委託の名称

朝霞台駅南口道路空間利活用他調査検討業務

(2) 委託の内容

別紙「朝霞台駅南口道路空間利活用他調査検討業務委託仕様書（以下、「仕様書」とする。）」のとおり。なお、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、市と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

※2年間の継続業務

3 委託料上限額

17,050,000円（2箇年合計、税込）

※契約金額は、本プロポーザルでの参考見積書の金額とする。

※なお、本業務は、国土交通省が実施する「道路に関する新たな取組の現地実証実験（社会実験）」に採択され実施するものであり、令和8年度分の負担額によっては、業務内容及び金額の変更を行う可能性がある。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たした単体企業又は複数企業のJV（共同企業体）とする。

(1) 過去10年間（平成27年度から令和6年度）に、公共空間利活用事業を受託し完了した実績又は自主事業として実施したことが1件以上あること。

※公共空間利活用事業とは

街路や公園等公共空間を活用したマルシェ・マーケットイベントの開催、歩行者利便増進道路制度（ほこみち）の活用 等

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 契約締結までの間のいずれの日においても、朝霞市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（昭和61年要綱）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- (5) 朝霞市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成8年要綱）に基づく入札参加除外を受けていないこと。

6 スケジュール

内容	日程
(1) 市ホームページへの公告（仕様書等の公表）	令和7年10月 9日（木）
(2) 質問書の提出期限	令和7年10月14日（火）
(3) 質問に対する回答	令和7年10月17日（金）
(4) 参加申込書の提出期限	令和7年10月21日（火）
(5) 企画提案書等の提出期限	令和7年10月31日（金）
(6) プレゼンテーション（オンライン形式）	令和7年11月 7日（金）
(7) 結果通知	令和7年11月12日（水）
(8) 契約締結・業務開始	令和7年11月中予定

※スケジュールは予定であり、市の都合により変更する場合がある。

7 公告

(1) 公告開始日

令和7年10月9日（木）

(2) 公告方法

朝霞市ホームページへの掲載

URL <https://www.city.asaka.lg.jp>

8 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 受付期間

令和7年10月9日（木）から令和7年10月14日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

様式は自由です。質問箇所と内容を記載し、「18 担当部署」宛てに電子メールで送付してください。電子メールの表題は「プロポーザル質問（事業者名）」としてください。電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

なお、電子メール送信後、確認のため、電話による連絡をお願いします。

(3) 回答

提出された全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて質問回答書にとりまとめ、全応募者に対し、令和7年10月17日（金）に、電子メールにより通知します。

9 参加に係る書類の提出

(1) 提出書類

書 類 名	様 式	備 考
①参加申込書	様式1	単体企業用、JV（共同企業体）用
②企画提案書表紙	様式2	
③業務実績書	様式3	事業者としての業務実績について記載（主なもの4件以内） ※公共空間利活用業務の実績を最低1件以上記載すること
④実施体制及び担当者経歴調書	様式4	実施体制図と各担当技術者の業務実績等について記載（管理技術者含め6名以内）
⑤企画提案書本文	様式任意	「10 企画提案書」参照
⑥業務工程表	様式任意	「11 業務工程表」参照
⑦共同企業体協定書	様式任意	JVで参加の場合のみ提出。共同企業体協定書参考ひな形（様式6）も使用可。
⑧参考見積書	様式任意	封入押印すること。「12 参考見積書」参照

※「③業務実績書（様式3）」及び「④実施体制及び担当者経歴調書（様式4）」に記載する業務については、1ページの「5 参加資格（1）」で示したものと同様とする。

(2) 提出部数

- ①正本（上記書類①～⑧のもの） 1部（社名等を表記すること。）
- ②副本（上記書類②～⑥） 10部（社名等の提案事業者が特定できる記載は全て削除すること。）
- ③CD-R 又は DVD-R 1枚（上記書類①～⑧の電子データを格納したもの。）

(3) 提出期間

書類① : 令和7年10月9日(木)から10月21日(火)まで

書類②～⑧ : 令和7年10月9日(木)から10月31日(金)午後5時まで

(4) 提出方法

書類① : 「18 担当部署」宛てに、電子メール又は郵送で提出すること。

書類②～⑧ : 「18 担当部署」宛てに、郵送又は持参で提出すること。郵送の場合、提出期間内に必着した書類のみ受け付ける。持参する場合は、受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までとする。提出期限後における追加資料の提出は認めない。

(5) 提出された書類の取扱い

提出された書類は返却しない。また、市は提出された書類を本プロポーザルにおいて優先交渉権者を選定するために限り使用するものとし、それ以外の用途では、参加に係る書類を提出した事業者(以下「参加者」という。)に無断で使用しない。

10 企画提案書

(1) 体裁

① A3版横(片面)最大2枚程度、又はA4版縦(片面)4枚程度にまとめること。

※広場の写真やパース等を貼り付ける場合も、この枚数におさめること。

② 文字の大きさは10.5ポイント以上を目安に作成すること。

③ A3版の資料は、片面で印刷し、A4サイズにゼット折とする。

(2) 提案項目

仕様書を踏まえ、企画提案書を作成すること。また、企画提案書内では次の事項を明らかにすること。

① 朝霞台駅南口エリアの現況把握及びそれを踏まえた実施計画の策定にあたっての方針について記載すること。

② 実証実験の実施にあたり、エリアプラットフォームや地元商工会等との連携について工夫する点を記載すること。

③ 独自提案事項

上記に挙げる事項のほか、参加者独自の提案があれば記載すること。

※分かりやすく簡潔に記述してください。

11 業務工程表

委託仕様書を踏まえ、参加者が取り組む業務の工程表を作成すること。

12 参考見積書

本業務を受託するに当たり希望する契約金額について、参考見積書を提出すること。

その際、年度別に金額を記載するとともに、消費税及び地方消費税の税率は10%とし、税込みで記載すること。

1.3 審査

(1) 審査方法

「朝霞台駅南口道路空間利活用他調査検討業務に係るプロポーザル審査要項」に基づき、全ての提出書類のほか、参加者によるプレゼンテーションの内容に基づいて、総合的に審査する。なお、審査は非公開とする。

ただし、本プロポーザルへの参加申込みが6者以上あった場合、プロポーザル審査委員会において、企画提案書等の内容を審査し、プレゼンテーションに参加する者を5者程度に選定する場合があります。

(2) 優先交渉権者の選定

プロポーザル審査委員会において、下記「(3) 審査基準」に基づき総合的に審査し、各参加者の順位を決定し、第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。なお、参加者が1者の場合は、総評価点が250点以上であれば、第1位の優先交渉者とみなす。

(3) 審査基準

基準	詳細
①提案書の内容	基本的な考え方、内容が的確であるか評価
②業務工程	適切で円滑な遂行が見込めるか評価
③担当者の技能	予定担当者の経験や能力、専門性について評価
④業務実施体制・支援体制	業務支援の充実度や業務遂行の安定性等を評価
⑤業務実績	同種・類似事業の実績から遂行の堅実性を評価
⑥プレゼンテーション	明瞭な説明力、理解力、説得力を評価
⑦自由提案	自由提案の内容のほか提案意欲、姿勢を評価
⑧見積金額	－（参考見積金額により決定）

(4) プレゼンテーション

本プロポーザルへの参加に係る書類を不備なく提出した参加者に対して、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。詳細は、提出された書類の確認後、別途参加者に通知する。

①日時・会場

令和7年11月7日（金） オンライン形式（ZOOMを予定）

参加URL（ミーティングID、パスコード）は予め市から電子メールで送付する。

②プレゼンテーション時間

準備 5分以内

説明 15分以内

質疑応答 10分以内

※説明は提出した企画提案書等の内容に基づくものとする。

③参加人数

オンライン画面上の参加人数に制限はないが、プレゼンターは3人以内とし、本業務の担当者が行うこと。

(5) 審査結果

プレゼンテーション審査を受けた全ての参加者に審査結果を通知する。通知は、郵送及び電子メールにより、令和7年11月12日（火）に発信することを予定している。

1.4 契約

- (1) 市から通知を受けた優先交渉権者は随意契約の締結に向け、審査結果を踏まえ、市と委託に係る詳細について協議する。
- (2) 優先交渉権者は、協議が整い次第、改めて見積書を市に提出し、市は随意契約の手続を行う。なお、協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合がある。

1.5 辞退

企画提案等を提出後、本プロポーザルに参加する意思がなくなった場合には、速やかに辞退届【様式6】を提出すること。市が辞退届を受領した時点で、参加資格を失うものとする。

1.6 参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は失格とし、参加資格を失うものとする。

- (1) 参考見積書の金額が、本書に記載する委託料上限額を超過している場合
- (2) 契約締結までに「5 参加資格」に記載の要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合

1.7 特記事項

- (1) 本市に関する資料は、いずれも朝霞市ホームページに掲載されているものをダウンロードして入手すること。
- (2) 提案書等の作成・提出、プレゼンテーション等の本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外

の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。

- (5) 参加者の中に適格者がいないときは、契約候補者を特定しない場合がある。
- (6) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性からかい離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、市は受託者との契約を解除することができる。
- (7) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、企画提案に要した費用は、全て参加者が負担するものとする。
- (8) 提出された書類について、その著作権は参加者に帰属する。ただし、朝霞市情報公開条例（平成13年条例第25号）の規定に基づき、情報公開の対象となるため、参加者の権利、競争上の地位その他正等な利益を害するおそれがあるものとして非公開としたい内容については、あらかじめ市に申し出ること。本プロポーザルについて情報公開請求があった場合、市が公開を判断する際の参考とするが、判断の結果、希望に添えないことがある。
- (9) 審査結果（参加者名、点数、順位）は公表する。ただし、優先交渉権者及び次点交渉権者以外の参加者名は公表しない。

18 担当部署

朝霞市 都市建設部 まちづくり推進課 （朝霞市役所 庁舎5階）

住 所 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

電 話 048-463-2518（直通）

FAX 048-463-9490

メール mati_zukuri@city.asaka.lg.jp